

令和7年度第5回東久留米市環境基本計画等検討部会 資料

令和7年度第4回検討部会からの変更点等

①東久留米市第三次環境基本計画（素案）の修正点等

No.	箇所	修正点
1	全体	計画書に示されている用語には難しい表現が多く、理解しにくいものがあるため、資料編に用語解説をつける。また、その用語の掲載頁を示し、利便性の向上を図る。
2	全体	コラムの挿入 環境施策・取り組みに直接関係ないが、市民や事業者、市活動団体に関わる身近な取り組みなどを紹介している。
3	9	現行計画（P.5）に示されている「環境のつながり」のような図表を杉原職務代理（審議会員）に作成いただき、環境基本計画と他計画との関連が分かるように整理した。
4	10	東久留米市の湧水が多いかが分かりやすい図に変更
5	14	これまで開発されてきたなか、守ってきた自然を保持してきたが、今後さらに積極的に進めるために、守るだけでなく前進していきたいと考え、修正している。
6	15～17	「個別方針8 みんなで進める緑と生きものが豊かなまちづくり」について、個別方針5と順序を修正した。これにより、基本方針1には個別計画となる「東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略」の内容と整合を図っている構成としている。
7	18～32	個別方針、施策の方向、施策、取り組みを説明する文章を簡素化し、分かりやすい表現に修正している。
8	23	東久留米市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の内容と整合を図る個別方針6について、「施策の方向25 情報提供や相談窓口を通じ対策を支援する」を追加した。省エネ対策や再エネ導入における市民や事業者の支援を促進するためであり、個別方針5及び個別方針9に記載されている「情報発信や環境意識の醸成」などの内容とは位置づけが異なる。
9	35・37	第三次環境基本計画では、個別方針ごとの点検評価項目を環境審議会において点検し、個別方針ごとの取り組み状況を庁内各部署、庁内環境委員会で毎年度評価し、その結果を環境審議会に報告する方針とする。そのため、P.35に示す「東久留米市環境基本計画の推進体制」においてもその方針に基づき推進体制図を修正した。

②地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（素案）の修正点等

No.	箇所	修正点
1	全体	「東久留米市第三次環境基本計画」に内包するが、「東久留米市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は別冊という位置づけにする。
2	42～43	地球温暖化とその原因について、理解しやすいように小タイトルを設け、タイトルだけ読めば大体の傾向が分かるようにしている。
3	46～47	地球温暖化の影響と対策について、理解しやすいように小タイトルを設け、タイトルだけ読めば大体の傾向が分かるようにしている。
4	51～52 参考資料	2030、2035、2040 年度の間年度の削減目標を示した。また、参考資料にこの削減率の根拠となる資料を挿入し、本市における削減ポテンシャルについても説明している。
5	53	市民ワークショップでいただいた「地球温暖化が進むなか、私たちができること」を話し合っていたいただいた内容をとりまとめたグラレコを掲載した。
6	55	環境基本計画の施策の方向⑳～㉔に基づく施策や取り組みを区域施策編では整理している。
7	56～71	各施策の方向に基づく施策や取り組みを記載している。また、「身近な対策の効果」や「建物の断熱効果」等の解説を盛り込み、省エネや再エネ等に取り組んだ場合、実際にどの程度効果があるのかを歌川部会員に算定いただいた結果を掲載している。
8	74～75	環境基本計画においては個別方針ごとの点検評価項目を環境審議会において点検することとなっていたが、区域施策編においては担当課において進捗を評価できるように、毎年度評価できるようにデータソースや評価方法の検討を行い、指標を選定した。さらに、国や東京都等のデータからは見えにくい実態調査のアンケートによって把握することが有効であると考え、3年後を目安にアンケートで確認する指標を示し、施策の進捗を図る。